

府子本第 882 号
子保発 0831 第 1 号
令和 2 年 8 月 31 日

各都道府県・政令指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局長 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
（公印省略）
厚生労働省子ども家庭局保育課長
（公印省略）

就労証明書等における押印の取扱いについて（通知）

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 5 月 25 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、外出自粛等の要請や接触機会の低減に向けた在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務等の推進が行われているところです。

一方、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）においては、教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定を受けるに当たり、保育の必要性の認定を受ける事由を証する書類を添付した上で申請を行うこととされています。認定を受ける事由の中で最も多い就労事由に基づき申請する場合、多くの市町村（特別区を含む。以下同じ。）において就労証明書を添付書類として求めているところであり、当該就労証明書については、認定を受けようとする保護者の勤める事業者が作成したものであることを担保するため、押印を必要とする運用が多くなされているものと承知しています。

今般、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）では、感染症拡大の局面で現れた国民意識・行動の変化などの新たな動きを社会変革の契機と捉え、「新たな日常」を実現し、その原動力となる社会全体のデジタル化を強力に推進することとしています。その一環として「書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるように見直す」方針が明記されました。

さらに、保育の必要性認定の申請手続についても、令和 4 年度にデジタルで完結する仕組みが普及していくよう見直しを行うこととしています（「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）参照）。

このように、感染症拡大防止を契機とした社会全体のデジタル化を推進していくため、各市町村においては、現行の手続きにて引き続き保育の必要性認定事務を行うに

当たり、下記の対応を御検討いただきますようお願いいたします。また、都道府県の御担当部局におかれましては、域内市町村に対する周知等をお願いいたします。

記

1 別紙のとおり、個別の事案により異なるものの、事業者名が記名されている就労証明書又は就労証明書に係る電子データを無断で作成し、又は改変を行ったときには、就労先事業者の押印がなくても、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ると考えられることから、無断作成や改変を抑止するため、保育の必要性認定の申請手続きにおいて就労証明書の提出を求める際には、保護者に対しても同旨の周知をすること。

なお、別紙の別添資料の内容については、法務省からも個別の事案の犯罪の成否について答える立場にないが、飽くまでも一般論の考え方としては、異論はない旨、回答を得ていることを申し添える。

2 上記を踏まえ、保育の必要性認定の申請手続きの際に添付書類として提出することとされている就労証明書等の、保育の必要性認定の事由を証する書類について、押印を不要とすること。

3 保育の必要性認定の申請手続きをデジタルで行うことができるよう、子育てに関する手続き等に係る申請や届出をオンラインで行うことができる「ぴったりサービス」の活用を促進すること。

4 市町村において文書の真正な成立を担保するための代替策として、以下のような対応が考えられること。

- ・就労証明書等の発行主体が電子署名を保有している企業である場合は、電子署名での代替を可能とすること
- ・企業から保護者へ就労証明書等の電子媒体を送付する際のメール画面等を、保護者が申請を行うに当たり添付させることで、当該就労証明書等が真に企業の作成であることの担保とすること

以 上

【問合せ先】

内閣府子ども・子育て本部

参事官（子ども・子育て支援担当）付

企画第一係 安藤、井上、倭

T E L:03-6257-1465（直通）

E-mail: kodomokosodatelkai@cao.go.jp

(別紙)

府政経シ第 382 号
令和 2 年 8 月 31 日

就労証明書の押印省略・電子化に係る犯罪の成立について

内閣府 規制改革推進室

押印省略・デジタル化促進の観点から、就労証明書に係る犯罪成立の可能性について整理を行った。

就労証明書については、就労先事業者の押印を不要としても、改ざん等すれば有印私文書偽造罪が成立し得る。罪名の（「有印」）で誤解のないように注意が必要。

また、就労証明書自体を電子データによることにしても、就労時間などを改ざんすれば、電磁的記録不正作出罪が成立し得る。

なお、上記については、別添資料を基に整理したものである。

以 上

(別添資料)

令和2年8月31日

就労証明書に係る有印私文書偽造・変造罪，電磁的記録不正作出罪等について

内閣府 規制改革推進室

内閣府（規制改革推進室）は，就労証明書についての有印私文書偽造・変造罪，電磁的記録不正作出罪等の成否に関して以下の検討・整理を行った。

【1】押印のない就労証明書を偽造，変造（無断作成，改変）した場合について

刑法において，

- 有印私文書偽造罪（刑法 159 条 1 項）は，行使の目的で，他人の印章若しくは署名を使用して権利，義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し，又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利，義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した場合
- 有印私文書変造罪（刑法 159 条 2 項）は，他人が押印し又は署名した権利，義務又は事実証明に関する文書又は図画を変造した場合に，それぞれ成立する。

有印私文書偽造罪，有印私文書変造罪における「署名」とは，一般に，自己を表彰する文字で，氏名その他の呼称を表記したものを意味すると解されている。判例（大審院明治 45 年 5 月 30 日判決（大審院刑事判決録 18 輯 790 頁）），裁判例（東京高裁昭和 53 年 11 月 21 日判決（判例時報 918 号 133 頁）等）においては，記名も「署名」に当たるとしたものと解されている。

例えば，事業者名が記名されている就労先事業者が作成した就労証明書を他人が無断で改変した場合，就労先事業者の押印がなくても，当該証明書が，権利，義務若しくは事実証明に関する文書に該当し，これを，行使の目的で，他人の署名を使用し，あるいは，偽造した他人の署名を使用して偽造したと認められる場合には，有印私文書偽造罪が成立し得る。また，当該証明書が，他人が署名した権利，義務又は事実証明に関する文書に該当し，これを変造したと認められる場合には，有印私文書変造罪が成立し得る。

(参考)

有印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑	3 月以上 5 年以下の懲役
無印私文書偽造罪及び同変造罪の法定刑	1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金

【2】就労証明書に係る電子データに無断作成・改変を行った場合について

刑法において、私電磁的記録不正作出罪（刑法 161 条の 2 第 1 項）は、人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作った場合に成立する。

また、私電磁的記録不正作出罪における「電磁的記録を不正に作った」とは、一般に、権限なく又は権限を濫用して電磁的記録を作ることと意味すると解されている。

例えば、

- (a) 書面の就労証明書を用いて就労先事業者が作成した電子データを受け取った者が、当該電子データの内容を無断で改変した場合
 - (b) 就労先事業者が無断で就労証明書の電子データを自ら作成した場合
 - (c) 就労先事業者が就労者に電子データとして交付した就労証明書の電子データについて、就労時間に係る部分を就労先事業者が無断で改変した場合
- それぞれについて、当該電子データが、人の事務処理の用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録に該当し、これを、人の事務処理を誤らせる目的で、権限なく又は権限を濫用して作ったと認められる場合には、私電磁的記録不正作出罪が成立し得る。

（参考）

私電磁的記録不正作出罪の法定刑 5 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

なお、本資料の内容につき、法務省に照会したところ、法務省からは「犯罪の成否は、捜査機関により収集された証拠に基づき個別に判断されるべき事柄であり、個別の事案はもとより、具体的な事象を前提とする犯罪の成否について法務省としてはお答えする立場にないが、飽くまでも一般論の考え方としては、異論はない」旨の回答を得た。

(参考)

○子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抄）

（支給要件）

第十九条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

- 一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- 二 満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 三 満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2 （略）

（届出）

第二十二条 教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定の有効期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

（支給要件）

第三十条の四 子育てのための施設等利用給付は、次に掲げる小学校就学前子ども（保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、現に施設型給付費、特例施設型給付費（第二十八条第一項第三号に係るものを除く。次条第七項において同じ。）、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該保育認定子ども又は第七条第十項第四号ハの政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。以下この節及び第五十八条の三において同じ。）の保護者に対し、その小学校就学前子どもの第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援の利用について行う。

- 一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
- 二 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した小学校就学前子どもであって、第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 三 満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある小学校就学前子どもであって、第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援のあった月の属する年度（政令で定める場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号において同じ。）を課されない者（これに準ずる者として政令で定め

る者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第七項第二号において「市町村民税世帯非課税者」という。)であるもの

(届出)

第三十条の七 施設等利用給付認定保護者は、施設等利用給付認定の有効期間内において、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その労働又は疾病の状況その他の内閣府令で定める事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

○子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）（抄）

(法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由)

第一条の五 法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- 七 次のいずれかに該当すること。
 - イ 学校教育法第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
 - ロ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- 八 次のいずれかに該当すること。
 - イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
 - ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）
- 九 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

(認定の申請等)

第二条 法第二十条第一項の規定により同項に規定する認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合には、その理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一 (略)

二 前項第四号に掲げる事項を証する書類

3～5 (略)

(法第二十二条の届出)

第九条 教育・保育給付認定保護者は、毎年、次項に定める事項を記載した届書（当該教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが保育認定子ども（法第三十条第一項に規定する保育認定子どもをいう。以下同じ。）である場合に限り。）及び第三項に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときその他当該教育・保育給付認定保護者に対する施設型給付費、地域型保育給付費、特例施設型給付費又は特例地域型保育給付費の公正かつ適正な支給の確保に支障がないと認めるときは、当該書類を省略させることができる。

2 法第二十二条に規定する内閣府令で定める事項は、第一条の五各号に掲げる事由の状況とする。

3 法第二十二条に規定する内閣府令で定める書類は、第二条第二項の書類とする。

4 (略)

(認定の申請等)

第二十八条の三 法第三十条の五第一項の規定により同項に規定する認定（以下「施設等利用給付認定」という。）を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 法第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合には、その理由

五 (略)

2 前項の申請書には、同項第四号及び第五号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

3・4 (略)

(法第三十条の七の届出)

第二十八条の六 施設等利用給付認定保護者は、毎年、次項に定める事項を記載した届書（当該施設等利用給付認定子どもが法第三十条の四第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに

該当する場合に限る。) 及び第三項に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときその他施設等利用給付認定保護者に対する施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保に支障がないと認めるときは、当該書類を省略させることができる。

- 2 法第三十条の七に規定する内閣府令で定める事項は、第一条の五各号に掲げる事由の状況又は当該施設等利用給付認定保護者（法第三十条の四第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもに係る者に限る。）の属する世帯の所得の状況とする。
- 3 法第三十条の七に規定する内閣府令で定める書類は、第二十八条の三第二項の書類とする。

○経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

第3章 「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備

(1) 次世代型行政サービスの強力な推進—デジタル・ガバメントの断行

① デジタル・ガバメント実行計画の見直し及び施策の実現の加速化

政府全体で様々な行政手続のデジタル化を一気に実現する。（後略）

(4) 変化を加速するための制度・慣行の見直し

① 書面・押印・対面主義からの脱却等

書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。また、押印についての法的な考え方の整理などを通じて、民間の商慣行等についても、官民一体となって改革を推進する。行政手続について、所管省庁が大胆にオンライン利用率を引き上げる目標を設定し、利用率向上に取り組み、目標に基づき進捗管理を行う。

○規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

6. デジタルガバメント分野

(2) 行政手続コスト 20%削減等

3	保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減	<p>a 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、押印不要化に関する政府全体の取組方針等を踏まえ、就労証明書の押印の省略が望まれることについて、地方公共団体に対し分かりやすい通知等を発出する。</p> <p>b <u>令和4年度にデジタルで完結する仕組みが普及していくよう、工程表を策定の上、必要な措置を講じる。</u></p> <p>c デジタルで完結する仕組みを前提に、標準的な様式について、各地方公共団体における活用状況（独自様式と並行して標準的な様式の提出を認める場合を含む）等について調査を実施し、更なる普及に向けた取組を推進する。</p>	<p>a: 令和2年度上期措置</p> <p>b: 令和2年に工程表を策定し、令和3年度中に措置</p> <p>c: 令和2年度以降継続的に措置</p>	<p>内閣官房 内閣府 厚生労働省</p>
---	-----------------------	---	--	-------------------------------

○世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

（2）子育て・介護等のワンストップ化

子育て・介護・障害福祉に関しては、必要なデータが集約・整理されていないことや、煩雑でデジタル化されていない手続により、利用者や支援を受ける者にとって大きな負担となっている。また、煩雑な手続に費やされている地方公共団体等のリソースは、虐待や孤独死等の防止、介護予防の推進など、緊急性・必要性の高い業務に振り向けられるべきと考えられる。

これらの解決を図るため、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定、令和元年12月20日に改定版の閣議決定）等に基づき、子育てや介護などの各分野におけるワンストップ化（関連する行政手続のワンストップ化や、子育て等は民間手続まで含めたワンストップ化）を推進する。子育てに関しては、妊娠から就学前までの官民の手続及びサービスについて、時間軸に沿って最適なタイミングでプッシュ型の通知が受けられる仕組みの全国展開を目指す。子育てに必要な情報がプッシュ型で届けられることが前提となれば、例えば、地方公共団体において、予防接種等の未受診世帯に積極的なサポートを行うことも期待できる。加えて、生まれてから学校、職場など生涯にわたる健診・検診情報について、マイナポータル等を活用して電子化・標準化された形での提供を進める。